

リチウム蓄電池の資源循環に関する取組について

令和7年10月31日

G Xグループ 資源循環経済課

リチウム蓄電池の資源循環に関する取組について

資源有効利用促進法

- ・リチウム蓄電池については、資源循環と廃棄物減量の観点から指定再資源化製品として、製造事業者及び輸入販売事業者に対して、自主回収・再資源化の義務付けを実施。
- ・また、リチウム蓄電池を部品として使用する製品についても、そのリチウム蓄電池を取り外し、自主回収・再資源化を義務付けるものとして指定（29品目）。

背景

- ・リサイクル・廃棄物処理現場におけるリチウムイオン蓄電池の発煙・発火事故増大。
- ・廃棄物処理を行う市区町村等において小型リチウム蓄電池を起因とした事故は21,751件（令和5年度）。
- ・資源循環と安全性の両立の観点から、製造事業者等による回収率の向上を図るとともに、発煙・発火事故の状況等を踏まえ、リチウム蓄電池を容易に取り出すことができない一体型製品の指定再資源化製品への追加を検討。

対応

資源有効利用促進法を改正（※令和8年4月1日施行予定）し、回収促進のための廃棄物処理の特例条項（認定制度による廃棄物処理法の業許可の不要化）を設置。

資源有効利用促進法施行令を改正（※令和8年4月1日施行予定）し、新たに3品目を「指定再資源化製品」として追加。

モバイルバッテリー（電源装置）、スマートフォン（携帯電話用装置）、加熱式たばこデバイス

※整備等政令案パブコメ中：令和7年10月23日～11月21日

- 勧告・命令の対象事業者：年間生産量／輸入量
 - ・モバイルバッテリー（電源装置）：1,000台以上
 - ・スマートフォン（携帯電話用装置）：1万台以上
 - ・加熱式たばこデバイス：30万台以上
- 取り組みが不十分な場合は指導・勧告・命令があり、正当な理由なく、命令に従わない場合、罰則（50万円以下の罰金）